

一関市議会 総務常任委員会 記録

会議年月日	令和3年11月18日(木)			
会議時間	開会	10時00分	閉会	12時07分
場 所	第2委員会室			
出席委員	委員長 沼倉 憲二		副委員長 佐藤 幸淑	
	委員 小岩 寿一		委員 千葉 栄生	
	委員 佐々木 久助		委員 佐藤 浩	
	委員 武田 ユキ子		委員 千葉 幸男	
遅刻	遅刻 なし			
早退	早退 なし			
欠席委員	欠席 なし			
事務局職員	千葉局長補佐兼議事係長			
出席説明員	総務部次長兼財政課長ほか3名 総務部次長兼総務部長ほか1名 選挙管理委員会事務局長ほか1名			
本日の会議に 付した事件	・所管事務調査について			
議事の経過	別紙のとおり			

総務常任委員会記録

令和3年11月18日

(開会 午前10時00分)

委員長 : ただいまの出席委員は8名であります。
全員の出席ですので、これより本日の委員会を開会します。
録画、録音、写真撮影を許可しておりますので、御了承願います。
本日の案件は、御案内のとおりです。
所管事務調査についてを議題といたします。
お諮りいたします。
本日の調査に当たり、総務部長、選挙管理委員会事務局長の出席を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、議長を通じて、総務部長、選挙管理委員会事務局長の出席を求めることにいたします。
それでは初めに、公共施設等総合管理計画の廃止施設の現状について、及び行財政改革の検証について、以上2件を一括議題とします。
当局の説明を求めます。
佐藤財政課長。

財政課長 : 総務部次長兼財政課長の佐藤でございます。
よろしくお願いたします。
本日の当課にかかる案件につきまして、財政企画係長の岩淵と財政企画係2名が出席させていただいておりますので、よろしくお願いたします。
それでは初めに1件目となりますが、公共施設等総合管理計画の廃止施設の現状についてということで、説明をさせていただきます。
お手元の資料になりますが、一関市公共施設等総合管理計画第1期中期計画に基づく先導的な取り組みによる施設保有の見直し方針において第1期中期計画取り組み方針を廃止としている施設の現状について説明をさせていただきます。
1ページ目でございますが、廃止としている施設の一覧でございますが、計画の中では、30施設を廃止を検討する施設としてございます。
一つ一つ、状況について説明をさせていただきます。

2 ページ目となります。

まず1つ目は、千厩町清田地区にございます小梨市民センターの清田分館の現状の写真でございます。

資料の上段には、施設保有の見直しの記載内容を掲載してございますし、下段には現況を写真でまとめたものでございます。

上段の施設保有見直しの記載内容のところ、ひとつ説明をさせていただきますけれども、施設の名称や建築年度、住所等記載しておりますが、建築年度の左側に、清田分館ですと、a、b という記載がございます。

これから説明する施設でも、a、b、cの3つの区分がございますが、こちらは計画の中で、この施設保有見直しの検討の対象とする施設として、a、b、cの3つで区分をしてございます。

こちらは計画のほうに記載しておりますけれども、aは、築41年以上経過した建物ということで、老朽化した施設を対象にしているというものです。

bは、延床面積が300平米未満の施設で、小規模な施設というくくりで対象としたものです。

cは、公共性が低下していると考えられる施設、この3つの基準で抽出したものでございます。

こちらに記載してあるa、bについては、今お話ししました、a、b、cのどれに該当する施設かということで記載をさせていただいているものでございます。

まず1の清田分館になりますが、建築年度が1969年、昭和44年の建築になります。

年間の利用者は591人という実績でございます。

取り組みの考え方は、市民センター分館のあり方を検討するとともに、施設の老朽化が進んでいるため、施設、使用期間を定め、廃止を検討しますという方針としたものでございます。

次に3ページになります。

2の、こちらは花泉町日形地区にあります、日形体育館であります。

市民センターの附属施設という位置づけになっておりますが、こちらは1972年、昭和47年の建築で、年間利用者数が1267人という実績となっております。

写真が4枚ございますが、こちらは閉校校舎の体育館ということで、下の写真2枚については閉校校舎になりますので、体育館の写真とすれば上の2枚という状況ですが、全体の状況ということで参考としてつけたものでございます。

4ページになります。

3の、こちらは大東町大原地区にございます、大原体育館になります。

建築年度が1955年、昭和30年の建築の建物です。

年間利用者が5941人という状況でございます。

すみません、資料で、建築年度の下に括弧書きで建築後ということで年数を記載しておりますが、こちら昨年度末の年数でありますので、今年度で考えますとプラ

ス1年経過しているというようにごらんいただければと思います。

ですので、こちらの大原体育館については、築66年経過というように見ていただければと思います。

続きまして、5ページになります。

件数が多いので、詳しい説明は、若干省略をさせていただきながら進めさせていただきます。

4の大東町摺沢地区にございます、摺沢体育館であります。

こちらは1963年、昭和38年の建築の建物で、年間利用者が4954人という状況になってございます。

下の写真になりますけれども、3枚あります下の中で、奥にある建物が大東図書館の建物です。

図書館に隣接している建物という状況であります。

続きまして、6ページになりますけれども、5の大東町鳥海地区にあります興田体育館になります。

こちら閉校校舎の体育館でございますが、建築年度が1967年、昭和42年の建築で、年間利用者が3668人という状況になっております。

写真が4枚ございますが、右下になります、こちらの体育館は床を取りまして、土を入れて土間の体育館といいますか、土の体育館になっているところであります。

こちらについては、先ほどの大原体育館と摺沢体育館も同様の中身になっております。

続きまして、7ページになります。

6の大東町猿沢地区にございます猿沢体育館になります。

こちら閉校校舎の体育館になります。

建築が1969年、昭和44年の建築で、築52年経過しております。

年間利用者が5594人という状況であります。

下にありますけれども、市の負担額、維持費として年間400万円ほどの経費がかかっております。

写真の右下になりますが、こちらは、閉校校舎の部分で旧猿沢中学校の校舎になります。

現在は、利活用等はされていない施設という状況です。

8ページになりますけれども、7の高倉コミュニティセンターになります。

こちら閉校校舎の体育館ということでもありますけれども、建築が1971年、昭和46年の建築になります。

花泉町永井地区にございます。

年間利用者1960人という状況です。

写真が4枚ございます。

右下に全景の写真がありますけれども、左の高台にあるほうが体育館の部分で、右の一段低くなっている部分が、高倉介護予防センターの施設となっております。

今回の対象は、体育館の部分という状況であります。

続きまして、9ページになります。

8の、こちらは花泉町涌津地区にあります、亥年コミュニティセンターになります。

建築年度は1983年、昭和58年の建築の建物になります。

年間利用者が4927人という状況になっております。

続きまして、10ページになります。

9の、こちらは藤沢町西口地区にあります、西口地区体育館になります。

こちら閉校校舎の体育館でございます。

建築は1992年、平成4年の建築でありますけれども、年間利用者の実績が62人という状況であります。

続きまして、11ページになります。

10のコミュニティ体育館の徳田ふれあいランドになります。

こちら閉校校舎の体育館という状況であります、建築年度は1989年、平成元年の建築の建物でございます。

年間利用者が696人ということで、写真が4枚ございますが、下の校舎についてはまだございます。

右側が体育館、左側が旧校舎というような状況になってございます。

続きまして、12ページになりますが、11の保呂羽コミュニティ体育館になります。

コミュニティセンターの体育館ということで、こちら閉校校舎の体育館というものであります。

建築年度は1985年、昭和60年の建築の建物で、年間利用者が82人という状況になっております。

続きまして13ページになります。

12の大籠コミュニティ体育館です。

こちら閉校した校舎の体育館でございますが、建築が1987年、昭和62年の建築の建物であります。

年間利用者が239人という状況でございます。

こちら写真の中に、閉校校舎も写ってございますが、全体の写真ということで、体育館部分が対象となっているものであります。

続きまして14ページになります。

13の花泉第二体育館になります。

花泉町涌津地区にございます体育館で、こちら閉校校舎の旧体育館であります。建築年度は1968年、昭和43年の建築で、年間利用者が9891人という状況でございます。

続きまして、15ページになります。

14の花泉弓道場になります。

こちらは1992年、平成4年の建築の建物で、年間利用者が587人でございます。
写真でございますが、右下に、弓道場の奥に建物がございますが、こちらが先ほど説明した亥年コミュニティセンターということで、隣接した施設でございます。
続きまして、16ページになります。

15の、こちらは大東町大原地区でございます、春日グラウンドでございます。
春日グラウンドの放送室が今回の計画の対象となっておりますので、その施設の写真を掲載してございます。

建築は1991年、平成3年の建築で、グラウンド自体の利用者は年間2715人という状況になってございます。

写真の上段が放送室の建物、下段については全景ということでグラウンドの状況の写真を付けさせていただいております。

続きまして、17ページ、16の花泉テニスコートになります。

こちらはテニスコートの更衣室、建物が計画の対象となっております。

こちらの建築が1981年、昭和56年の建築の建物になります。

年間利用者4368人です。

18ページになります。

17が大東町鳥海地区にあります、伊勢館公園テニスコートになります。

こちら、更衣室や倉庫、建物が計画の対象になってございます。

建築年度が1983年、昭和58年の建築の建物で、年間利用者が327人という状況になってございます。

写真に写っているところが見直しの対象となっている部分でございますし、右下については、全景まではいっていないのですが、遠くから写した写真を付けさせていただいております。

19ページになりますが、18が巖美町祭時地区にあります、まつるべ館になります。

こちらは、1966年、昭和41年の建築の建物になります。

年間利用者は、こちらについては申しわけございませんが、資料が確認できませんでしたので正確な数字は把握していないところでございます。

状況については掲載の写真のとおりでございます。

20ページになりますが、19が室根山ひょうたん池のあずまややトイレということでございますが、こちらにつきましては、平成2年度に用途廃止をしまして、現時点では全て解体済みとなっているものでございます。

解体前の写真を参考までに載せさせていただいたところでございます。

続きまして21ページ、20が尾花が森キャンプ場になります。

萩荘地区にございますキャンプ場になります。

こちらは、キャンプ場の屋外調理場、ポンプ室、トイレ、あずまやを対象としてございます。

建築は1977年、昭和52年の建築になってございます。

こちらの利用者数についても、統計として確認できる正確なものがないということで、数字としては記載をさせていただいていないところでございます。

続きまして、22 ページになります。

21 が花泉運動公園キャンプ場になります。

花泉町花泉地区にあるキャンプ場でありますけれども、炊事場とトイレが対象となっております。

建築が 1987 年、昭和 62 年の建築で、年間利用者 378 人という状況でございます。

続きまして、23 ページ、22 が唐梅館キャンプ場になります。

こちらは、キャンプ場の炊事棟やあずまやが対象でありましたが、令和元年度に、施設の廃止を既に決定してございます。

現在は利用されていないという状況であります。

続きまして、24 ページ、23 になりますが、川崎石蔵山林間広場ということで、こちらは広場の屋外ステージ、倉庫、休憩施設等を対象としてございます。

建築は 1990 年、平成 2 年であります。

利用者数については、確認できる資料がないということで記載はしていないところであります。

続きまして、25 ページになります。

24 が、千厩みなみ交流センターになります。

こちらも閉校校舎を活用した施設ということになっておりますが、建築が 1991 年、平成 3 年の建物ということです。

千厩町小梨地区の地域の施設という状況で、年間利用者が 3315 人となっております。

続きまして、26 ページ、25 が藤沢町徳田地区にございます、藤沢ニコニコヘルスという施設であります。

こちらは、建築が 1994 年、平成 6 年建築の施設であります。

年間利用者が 1438 人という状況になってございます。

施設の外観は、添付しております写真のとおりでございます。

続きまして、27 ページ、26 が川崎農業活性化センターになりますが、川崎町薄衣地区にある施設であります。

こちらにつきましては、昨年度、用途廃止をしまして、民間企業への貸し付けを行った施設ということでございますので、現時点で既に廃止されている施設でございます。

続きまして、28 ページになります。

27 が一関勤労青少年ホームになりますが、こちらは 1971 年、昭和 46 年の建築の建物で、年間利用者が 1 万 1300 人ほどある施設でございます。

29 ページ、28 が一関市女性センターになります。

一関市城内にある施設になりますけれども、1975 年、昭和 50 年の建築の建物で、年間利用者が 1 万 6795 人ございます。

外観については、資料のとおりでございます。

30 ページになります。

29 が千厩奥玉共同作業所ということで、千厩町奥玉地区にある施設であります。建築が 1994 年、平成 6 年の建築の建物であります。

年間利用件数が 2 件という状況であります。

最後になりますが 31 ページ、30 が市野々保育園ということで、こちらも平成元年に施設を廃止、閉園しているという施設であります。

参考として、現在の写真を資料として、つけさせていただいてございます。

以上が、施設保有見直しの方針等の中で、廃止を検討する施設としているものでございます。

説明については、以上です。

よろしくお願いたします。

委員長 : 続きまして、行財政改革の検証について、御説明をお願いします。

佐藤財政課長。

財政課長 : それでは、行財政改革の検証になりますが、当市では、限られた財源や人材の中にあっても魅力あるまちづくりや地域の活性化を推進するため、平成 18 年から 5 年ごとに行政改革大綱及び集中改革プランを定めて行政改革に取り組んでまいりました。

これまででは、平成 18 年から平成 22 年までを第一次の取り組み、平成 23 年から平成 27 年を第二次の取り組み、平成 28 年から令和 2 年、昨年度までですが、第三次の取り組みの期間、そして令和 3 年度、今年度から第四次の取り組みの期間として行政改革に取り組んでいるものでございます。

今回、本日は、昨年度までの第三次の取り組みの状況について説明をさせていただきたいと思っております。

お配りしている資料に基づいて、説明をさせていただきます。

第三次集中改革プランの実施状況調査ということで、こちらは令和 2 年度までを計画期間としております、第三次の行政改革大綱及び集中改革プランに基づく取り組み結果及び評価について取りまとめたものを、行財政改革推進審議会、外部の方を含めた審議会ですが、そちらに報告をするとともに、市民の皆様公表することを目的に実施したものでございます。

この取り組みの内容については、ホームページ等で公開をしている内容でございます。

この調査であります、今年度の 4 月 12 日から 21 日までの間で実施しておりますが、対象といたしましては、第三次集中改革プランに登載されている改革実施項目が 114 項目ございますが、その中で所管課を定めて取り組むとしているものの、所管課を定めている 104 項目について、令和 2 年度までの取り組みの状況で、完了

したのか、順調なのか、取り組みが遅延しているのか、検討を終了したのかというその4段階に区分してございます。

この4つの項目の説明でございますが、下の囲みの中に記載しておりますが、完了というのは令和2年度までに取り組みを終えたものを完了としております。

順調というものは、継続的に実施するもので、計画どおりに改革が進んでいるものということで順調という定義にしております。

遅延については、改革の取り組み内容が実施時期までに終えなかったものを遅延、検討終了というものについては、所管課の自己評価を踏まえ、所管部において今後の方針が決定されたものを検討終了という位置づけにしております。

上の説明に戻りますが、全体として、完了の評価は25項目、順調の評価が38項目、遅延の評価が14項目、検討終了が27項目でございました。

こちらについては、年度ごと、毎年度、完了、順調等、それらの進捗状況を確認してございますが、令和元年度から令和2年度に比べまして、完了については、全体の割合が15%から24%にふえているという状況です。

順調については62%から36%に、こちらは逆に下がっております。

遅延気味というのは、計画期間の途中でございますので、遅延気味という項目をつくっておりますが、令和2年度は最終年度でありますので、遅延気味という区分は設けず、順調か遅延か、他の区分で整理をするということで、令和2年度は設けていない項目であります。

遅延については、4.8%から13.5%にふえてございますし、検討終了も4.8%から26%にふえているという状況でございます。

こちらの具体的な取り組みの内容でございますが、資料については3ページになります。

104項目ありまして、時間の関係上、全ての説明はちょっとできませんので、かいつまんで説明をさせていただきたいと思っております。

令和2年度に完了とするものであります。まず1つ目のところになりますけれども、改革実施項目として、学校用務員業務のあり方の検討という項目を設けております。

この内容については、学校用務員業務のあり方について検討するということですが、第三次の計画起案を踏まえた評価ということで、こちらについては、一関市立学校の用務員配置基準というものを定め、学校規模に応じた正規職員、会計年度任用職員の配置基準を設けて運用するというので、取り組みをしたというところでございます。

また、ナンバーの4番になります。上下水道業務執行体制の見直しということで、水道部及び上下水道部の業務における組織の集約化について検討するというので目標にございましたが、こちらについても、水道部、下水道部を統合して、現在、上下水道部として業務を行っているということで、集約化を行ったという内容でございます。

また8番になりますが、先ほどの施設保有のところでもお話をいたしました、川崎農業活性化センターの存続を検討という項目がございました。

こちらは、存続等について検討するというものでありましたが、民間活力による効果的な活用方策として、貸事務所を前提とした公募を行い、民間事業者へ昨年度貸し付けを実施したという取り組みを行ったところでございます。

4ページになりますが、ナンバー4以降になりますが、こちら施設のことを記載してございます。

こちらについては、第三次では個別施設の取り組みについて検討項目ということで記載をしてございました。

この後、市でも公共施設等総合管理計画を策定いたしまして、市の公共施設を総合的に検討していくという取り組みを始めたものですから、行革の中で個別施設の検討をするということではなく、第四次からは公共施設等総合管理計画の推進というくりの中で検討していくことにいたしましたので、個別施設の検討ということにつきましては、令和2年度で終了するというものであります。

施設検討が終了したということではなくて、整理をさせていただいたというように捉えていただければと思っております。

こちらの施設が、4ページの4番以降、5ページも全て施設の管理、5ページが施設の関係となってございますので、こちらについては説明は省略をさせていただきます。

続いて7ページになります。

こちらは、令和2年度の進捗状況を順調という区分で行うものと整理したものでございます。

1つ目が、地域協働体への支援ということで、地域協働体の未設立地区においては、地域協働体の組織づくりを支援する、また、設立した地域協働体への活動強化に向けて支援を行うということで、昨年度までに地域協働体が未設立の地区については、1つの地区がまだ設立されていないという状況がございますので、その他の地域については、地域協働体を設置し、地域の取り組みを進めていただいているということもございますので、順調という位置づけをさせていただいてございます。

3つ目になります。

大規模災害に備えた防災体制の強化ということで、改革内容は大規模災害に備えた防災体制を強化するというものであります。

右から2つ目のところに、5年間の評価ということであります。

大規模災害に備えた防災体制を強化するため、毎年度、年度ごとに地域防災計画の見直しを行って市民に周知をしているということであります。

昨年度も新型コロナウイルス感染症感染防止の観点から、地域防災計画の修正を行ったところでありますし、市職員個々の任務についても、周知徹底を図りながら、防災訓練などの取り組みを進めているという状況でございます。

続きまして8ページになります。

8ページの1番下、12番になりますが、市民センター（管理運営手法の検討）ということで、こちらは、市民センターを地域づくり活動の拠点としての機能を高めるため、一関市の地域協働推進計画に基づきまして、市民センターについては地域協働体での指定管理制度を進めていきたいと思いますというような目標を立ててございます。

こちらにつきまして、令和2年度末まで市民センターについては34施設あるうち、今年度で28施設が指定管理が導入されてございます。

来年度に向けて、指定管理を検討している市民センターもございますので、その辺の支援は継続して取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、9ページになりますけれども、13番になります。

指定管理の関係でございます。

指定管理者制度導入施設の点検ということで、既に指定管理者制度を導入している施設について、その管理のあり方について検証を行い、より効率的、効果的な運営に努めると、また、その検証の方法について検討するというところで、令和2年度までは庁舎内での評価、検討、検証ということで実施してまいりました。

今年度から取り組んでおります、第四次の中では、外部評価というものを取り入れてまいりたいということで、現在準備を進めているところでございます。

その他18番目になりますが、業務執行体制の見直しというところで、この令和2年度までの取り組みの中では、千厩支所内に建設農林センターを設置するなど、技術職員の集約や、新型コロナウイルス感染症に対応する組織の設置など、その時々の課題に適切に対応できるような事務執行体制の構築を図ってきたというところでございます。

10ページになります。

24番になりますが、庁舎維持管理コストの縮減というところになります。

令和2年度の実績というところで、中ごろに記載してございますが、高圧受電施設を中心に、79施設について公募型プロポーザルを実施しまして、電力需給契約の見直しを行ったと。

いわゆる、新電力なども含めた中で、電力契約の見直しを行い、維持管理のコスト削減などに努めてきたというところでございます。

13ページに進んでいただきたいと思います。

遅延というところになります。

1つ目として、自治集会所として使用する公の施設の譲渡ということでございます。

公の施設のうち、その利用の形態が専ら当該地域の自治会エリアの方の利用となっている施設について、地元自治会への譲渡、無償貸し付けについて、各施設の部分について検討するというところでございました。

地域との話し合いを進めているところでございますけれども、施設の譲渡を受けることによるメリットというものがなかなか小さいというようなことで、前向きに

検討していただいている自治会もございますけれども、なかなか進んでいないというものが実態でございます。

2つ目の市役所出張所の見直しということで、市役所の出張所、7つございました。

巖美、舞川、弥栄、摺沢、興田、猿沢、渋民の7つでございますが、こちらのあり方について検討するということでありましたが、平成30年度末には、一関地域の3カ所については廃止をしたところでございますが、大東地域の4カ所については、引き続き検討を行うという状況になってございます。

7番に、公共施設に係る使用料の見直しということです。

受益者と税の負担の公平性を鑑みながら、使用料の見直しを行うということで、こちらも総務常任委員会のほうには説明をしながら進めてきたところでありますが、本来であれば、今年度の4月の施行に向けて取り組みを進めてございましたが、新型コロナウイルス感染症などの昨今の社会情勢を鑑みまして、4月施行というところはあまり適切ではないのではないかと判断で、実施時期を見直すということで進めてございます。

状況を見ながら適切な時期に議会のほうにも提案をして進めていけるように、準備を進めてまいりたいと考えてございます。

個別の取り組みについては、申しわけございませんが、このような形です。

もう1点、資料18ページになります。

行政改革でございますので、効果額というものを取りまとめてございますので、最後に効果額の説明をさせていただきたいと思っております。

18ページの表になりますけれども、改革項目、これは集中改革プランで設けております改革項目の大きなくくりと個別の項目というところになってございます。

左側から改革項目でありますし、その隣に完了、順調、遅延、検討終了という項目ございますが、先ほど御説明した内容が、それぞれの項目の中に数値としてございます。

1番上の協働の推進という改革の項目でございますが、取り組みは3項目あるうち、順調であるものが2項目、遅延であるものが1項目というようにごらんいただければと思います。

その右隣になりますが、こちらの具体的な取り組みといたしましては、各種団体への自立支援や自治集会所として使用する公の施設の譲渡、これらを実施することにより、生ずる効果額ということで2段になっております。

下段が括弧書き、こちらが計画額ということで、100万円単位ですので、1000万円の計画に対しまして実績が4億400万円という形になってございます。

その下の、次の項目の自助・共助によるまちづくりの推進ということで、こちらの取り組みは4項目ございますが、効果額として、数字としてカウントできないものという考えでございますので、計画時点及び実績についても効果額としてはゼロということでございます。

取り組みのほうは実施しているということでございます。

協働によるまちづくりの推進については、合計額としては効果額として4億400万円ということであります。

2つ目の業務改革の推進でございますけれども、こちらは、事務事業の再編・整理や民間委託の推進、指定管理者制度の活用という取り組みになってございます。

効果額として一番大きいものは、指定管理者制度の活用ということで、計画額が4200万円に対して4億8200万円ということになっております。

こちら、実績が非常に多くなっているところでございますが、指定管理者制度については市がいつまでに行うという計画を立てるというものではなくて、地域の話し合いがまとまり次第、指定管理を導入していくという位置づけでございましたので、計画時点では、いつまでに何施設という具体的なものは設けず、年度1施設とか、そのような定例的な数字を計上をさせていただいておりまして、話し合いの結果、このくらいの指定管理の導入が進んだというようにごらんいただければと思います。

3つ目として、人材育成の推進と組織体制の見直しになります。

こちらは、項目の中で一番大きいのが、定員管理及び職員給与の見直しということで、職員数の削減による効果というところが一番多くなっております。

計画が25億6700万円に対して、実績が22億8500万円ということであります。

計画期間中の職員については、年度ごとの内訳は資料の主な取り組みのところに記載しておりますが、この5年間で109人の職員の削減となっております。

19ページをごらんいただきたいと思っております。

最後の項目で、持続可能な行財政基盤の確立ということで、5項目でございます。

こちらにつきましては、それぞれの項目であります。小計として13億3200万円に対して、14億5100万円の効果額というところであります。

その下の職員削減の重複分ということで、民間委託や指定管理で人件費の重複がありますので、そこを調整させていただきまして、第三次の集中改革プランの5年間の効果額は、目標額が41億3300万円に對しまして、41億1600万円という実績となっているところでございます。

説明については、以上でございます。

よろしくお願いたします。

委員長：財政課所管の2つの項目をまとめて、説明をいただきました。

ただいまの項目について、委員の皆さんから質疑がありましたら、挙手の上、発言をお願いしたいと思います。

佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今の行財政改革の検証の件で確認したいのですけれども、この完了と検討終了の違いは何ですか。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：資料の行革の集中改革プランの実施状況調査という1ページのところにございますが、一番下に囲みがございますが、完了というものは、令和2年度までにその目標について実施して達成したとか、そういうことで取り組み自体が完了したものであるということです。

検討終了というものについては、取り組みの中で、具体的にこういうものを行うというもののほかに、あり方について検討するというような項目もございました。

その検討の中で、検討の結果、現在の取り組みのままでいいとか、そういうような方向性について結論が出たというものについては、検討の終了という位置づけにさせていただきます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：どうもよくわからないのですけれども、例えば順調、遅延というものが、年度によって本来順調から完了に行くべきものだと思うのですけれども、順調が減っているのに、完了もそんなにふえていない。

数から言っても、年度によって、評価の仕方が違うということなのですか。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：こちらの取り組みについてですが、5年間の目標のほかに、年度ごとの目標を立ててございます。

その年度の目標を見れば、2年目までは順調だったのだけれども、3年目以降については目標まで達していないとか、そういうこともございますので、トータルに対して順調かというものではなくて、その年度に対してどうかというのが、各年度の評価になってございますので、順調から遅延に移るものもあったということもございました。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：まずは、令和2年度の方で判断してくれということですね。

これについては、わかりました。

次に、公共施設の件ですけれども、例えば、花泉弓道場ですが、利用者数は少ないと言うけれども、施設としての価値というか、ただほかの施設との数で検討するのではなくて、現在、花泉弓道場を利用する方にとっては、大切な施設だと思うのだけれども、これの代替施設は現在あるというお考えですか。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：弓道場は市内に2つございます。

集約ということでは、検討の材料の1つにはなるかと思うのですが、地域の話し合いの中では、やはり、遠くて、集約されることによって、それではそちらを利用できるかという、それは難しいという意見もいただいております。

そういう中で、施設自体を廃止イコール解体ではないので、市が直営でなくても、機能として残せる手法がないかというような部分も検討することはできるのかなとは思っておりますけれども、今後、地域の方との話し合いの中で、集約した際の課題や、見直しした際の課題など、そういうところを一旦整理して、どういう方向性が可能なかという話し合いをこれから進めていきたいというようには考えてございます。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今、出たのでお伺いしますが、譲渡を検討するという項目と、廃止と単純にやっている項目とがあるのですけれども、単純に譲渡検討以外のものについては取り壊し等々に結びついていくのか、いや、取り壊しまでは再度検討しますという考えなのか、その辺の考え方、譲渡という項目もあれば、廃止もある。

その辺の考え方を伺います。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：基本的には譲渡というのは相手を特定するなりして譲るということでありましてけれども、廃止については機能を廃止するという事で、即解体ではなく、場合によっては活用したいという民間の方がいらっしゃれば、そちらに譲り渡すとか、売却するとか、いろいろな手法が考えられるのかと思っております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：民間に活用してもらおうということについては、どういう呼びかけをしているのか。

ただ、地域に呼びかけるのか、市全体でこういった施設は廃止の見通しがあるとか、全体で示していくのか。

個別によっては違ってくるとは思うのだけれども、極端な話、取り壊しとなるとそれだけの費用もかかるのも確かなので、その辺の取り壊しする際の費用的なものも積算しているのか、もし、譲渡にならなければ壊さないとならないでしょう、そ

のままにはできないから、その辺の検討はどうなっているのですか。
譲渡の仕方と、取り壊しの費用的なものを検討しているのかどうか。

委員長 : 佐藤財政課長。

財政課長 : 今回の施設保有の見直しについては、現在ある施設を老朽化が進むことによって、建てかえとか更新とか、そのような費用の捻出が困難であろうということで考えております。

ただ解体については、どのような手法であれ、維持するにしても廃止するにしても、いずれ解体という経費はかかってくるであろうと考えてございますので、解体経費を見込んでどうするというのではなくて、解体経費は含めないで考えているという状況です。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員 : 一関勤労青少年ホームと一関女性センターですが、1万何がしの利用者がある中で廃止するという方向が出たということは、これは利用者に対する聞き取りなども十分に行っていると思うのですけれども、市として、大きな2つの施設を廃止すると、また譲渡先を探すというその見込みというのはどうですか。

これは市にとっても大きなもので、利用者数も多いということになると、非常に、単なる利用者が少ない施設でもないと思いますし、建物は確かに老朽化していますが、その辺の考え方はどうですか。

委員長 : 佐藤財政課長。

財政課長 : 今回のこういう見直しの対象に抽出された理由というのが、老朽化とあわせて公共性の低下があるのではないかと、行政でのサービスの提供の必要性という部分の中で、これをつくる前に市民ワークショップを開いて、市民の意見も踏まえて、そういう整理をさせていただいているものでございます。

具体的には、その利用者との話し合いの中で、今利用されている方が、機能集約なり、かわりの施設で、今、行っている講座なり、そういうものが維持できるのであれば、それは可能かというようには思っておりますが、先ほど申し上げましたように、実際の廃止に向けた課題の整理というのが、これからというところもございまして、行政的には、このような課題が上がるだろうという想定は幾らかはあるのですが、それを全て網羅しているかということ、やはり、利用者との話し合いをしないと出てこない部分もあるかと思っておりましたので、それを踏まえた中での対応を検討していくという考えでございます。

委員長　：武田委員。

武田委員：今、その話が出たのでお聞きします。

考え方の中で、例えば、旧一関市内の中だと、民間の方々が、そういった似通ったサービスをしてきた経過がありますし、今もやっているところもあるかもしれません。

しかし、ペアーレとかはもう立ち行かない状況で、ある日パタッとなくなったのだよね。

その考え方の中で、この中には民間に代替のものがたくさんあるのではないかと、だから公共ではいらぬのだという話は成り立たなくなっていくますよということだけはしっかり頭の中に入れていかないと、民間は採算がなければあすにはやめますから、そうすると公共のものはない、それから、そちらにげたを預けようとしたものは、もう風前のともしびだということになるということですから、その辺のベースは考え方として、しっかりしたものを持っていないと難しいということをお願いしておきたいと思います。

行財政についてですけれども、例えば指定管理で、かなりのものが移行して、これからも移行しようとしています。

しかし、この指定管理者制度というのは、そもそも民間の方々に競争力を持たせて、いろいろなノウハウを出し合って、競争の原理のもとに、有効に、今行政がやっている以上に、サービスなり、いろいろなものが、住民サービスが向上するというものを見込んだ中での指定管理者制度にきなさいというのが指定管理者制度の発端でしたよね。

ところが、この地域には全くその競争の原理はなくて、いたし方なくとえばいたし方なく、この方にげたを預けなければどうしようもないみたいなどころも私とすれば感じるころがあります。

それが大方、競争の原理が働いているというのは、ちょっと私の頭には浮かびません。

そういう中では、実際的には、効果とすれば、運営費とかそういう金銭的なものでは効果額は上がると思いますが、それは一時のことの通したときだけです。

そのほかに、では、本当に使い勝手がよくなってきているかと言えば、全くそうはなっていないところがたくさんあるというようにも聞こえてきます。

ですから、指定管理、指定管理と、指定管理が全てだというような考え方は、今、これまでの指定管理者制度に移行したものを総括してみなければならぬのではないかというように思います。

それにだけ、全部そこに委ねるという考え方以上に、何も考えていないということは申し上げたくないのですが、もう少し工夫をしていかなければならないという感じがしております。

それから、自治会館のあり方というのは、これは合併したときからがらりと、そ

れまでの自治会館の建設なり、運営なりのあり方が全く違う自治体が、それぞれ合併したわけです。

これは合併後5年のうちに何とかするという話が、合併の時の協定の内容でしたが、それがものになっていないという状況がございまして、こと今日もなかなか指定管理まではいったけれど、それを無償でも譲り受けるのが難しいという話、これは難しいと思うのですよ。

ますます人口減で、建物が、その地域で、持ちこたえられないというのはそれは当然ですから、それを無理やりいつまで議論しても、形はどんどんと、マイナスのほうにいくだけになりますから、無理だと思います。

そこで、やはり公平性を担保しなければならないというときに、あらゆる自治会の中のトータルの考え方の中での公平の担保というものを考えていく必要があるのではないかと私は思っているところがあります。

あれもこれも全部同じ、でもその建物だけは昔ながらの成り立ちがあるから、それをどうにかしなければならぬのではなくて、そちらとこちらでは、その考え方が違うということの中で、ソフトだろうがハードだろうが、やはりそういう中でのバランスを取っていく考え方が何かができないかと。

一方的に、これだけ、これだけと言っても行き詰まってしまっていますよね、私はそう思っています。

ですから、それだけで公平性を担保するというのではなくて、自治会全体に対して公平性をどうやって担保していけばいいかという話をしていたほうがいいのではないかというように思います。

それから、公共施設の部分です。

これは、それぞれやはり合併以前にてこ入れをする部分と、それが薄い部分と、それは自治体の差というのがそれぞれあったと思いますし、それから一斉に整備したと、それも学校施設を一気にやったとか、消防施設を一気にやったとか、いろいろ自治体でもニーズに合わせるなり何なりで、違う年度でやってきたという結果、今回の廃止とかの基準の a b c というものが示されているわけですが、私は、それ以前に、各旧自治体でも何でもいいのでしょうかけれども、今、どういったものが、どれぐらい同じ要件というか、用途と言うのですか、こういう用途に使っているものは、この全体のここ、ここと青写真に落としてみる必要があると思うのですよ。

少なくとも、そこに1つ残さなければならないみたいなことはなければならないのですね。

1つ残した時にこちらの人たちはどうやって行って、利活用していただけるかというのがなければだめでしょうと。

今、古いものとかああだこうだという話になりますと、そのうち、例えばその町には1つもなくなる可能性だって、私はあるのではないかというような盲点はないのかと私は心配します。

ですから、そういうものを落としてみる、今度は廃止するというようなものも、今度はそこでやってみると、そうしたときに、きちんとやはりその中で、どうしても必要なものが残るのか、残らないのかというようなものを皆さんにお示しする必要があると思うのですね。

この考え方以前に。

現状のものは、ここに集中的にこういうものがたくさんあり過ぎるとか、ここには全くこれまでのものもなく、残念ながらなくて我慢させていたとか、見えてくるのではないかと思うのです。

それから、特別、それぞれの自治体で、てこ入れしたものがわんさか出てくるといいう可能性が出てきますからね。

それがまだまだ新しく使えるものがあるとなれば、それは全部生き残るのですか、みたいなことになります。

ですから、私はやはりそういう部分では、いろいろな自治体がこうやって合併したわけですから、そのところの考え方が全然別なところで今、物が建ってきて、そのまま運用してきたと。

これの赤裸々な図面落としをして、そしてそれを見てもらいながら、これとこれとこれはこういう理由でなくなります、ここだけは古いですが残さなければならぬとか、確実に行政が直営でやらなければならないという、そう考えていかなければならないのではないかと思います。

そもそもの基本的なところに私は危惧を感じているところです。

それから、利用者数というのがありますが、それは人口密度が変わりますから、利用者数を端的にどういう形で、今度は利用率みたいなものを考えるかということをしていかないと、6万人が住んでいるところと1万人しか住んでいないところの利用率を、何十人だったとか何千人だったと言われても、これは全くもう話にならない話になりますから、そこら辺の考え方もきちんとしたものをお示しいただきながら、御説明をいただきたいと思います。

それから、委員長に申し上げますが、こういう話をたらたら言う、あらゆるものが出てきます。

これらについては、今、お聞きしますけれども、考え方としてお聞きした後に、これらを議員間討議するべきです。

当局はさておき、そして、やはりまとめたものについては、考え方がもしかして薄い部分があれば、そこに肉付けをするような考え方はやはり総務常任委員会として上げるといような考え方でないと、これまでと同じように、説明をいただきました、3回なり5回なり聞きました、はいどうもではだめなのです。

それをぜひお願いしたい。

委員長 : 今、武田委員からお話のあったように、きょうは担当部署からの現状の説明と、取り組みの状況の説明を受けていますので、今、お話しがあったように、説明を受

けた後に、皆さんとこれに対する対応については、改めて、またそういう機会を持ちたいと思います。

きょうは調査項目について説明を受けるということで会議を進めていますから、よろしくお願ひしたいと思います。

佐藤財政課長。

財政課長：1点目の指定管理の関係でありますけれども、当然サービスの視点でどうなっているかという部分を検証するために外部評価というものを考えていきたいと、内部だけではなくて外部の方からどうであるかと、そういう部分で対応していきたいということが一つございます。

公共施設の見直しについては、大きい考えとすると、やはり老朽化が今もう進んでかなり改修をしなければならないという、目の前の課題と、委員からお話をいただいた全体的な部分をどうするかという、その2つのバランスをとりながら進めていく必要があるのかなというように考えてございます。

委員長：佐藤幸淑委員。

佐藤（幸）委員：今回、御説明いただいた行政改革の財政効果額のところで、人材育成の推進と組織体制の見直しの項目で、定員管理及び職員給与を見直しというところの数字が載っているわけなのですが、説明のところには、定員、職員だと思っておりますが、定員適正化計画の推進をしまして、時間外勤務の縮減をしましてということでの効果額だと思っておりますが、令和元年度までの効果額と、令和2年度の効果額が、ちょっと桁が違うぐらい効果が出ているというところなのですが、これの具体的な詳細をお伺いします。

これを定員を適正にした効果と時間外を縮小した効果とそれぞれ効果額が分けることができるのであれば、定員を適正化したのでこれぐらい時間外を縮減したので、これぐらいという詳細がわかれば教えていただきたいです。

もう一つですが、最後のページで、職員削減の重複分ということで、下に説明は書いてはいるのですが、ちょっと理解ができなかったので、ここの考え方を教えていただきたい。

この中には、会計年度任用職員の方も含まれているのかどうなのかも教えていただきたいと思います。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：1点目の人件費の効果額が令和2年度に急に大きくなっているというところですが、この効果額につきましては、年度ごとの削減数は資料でお示ししておりますが、累計という考えです。

1年目1人、2年目2人であれば2年目は3人分の効果が出るということでありますので、令和2年度は累計で109人分ということで、単年度で見れば41人ですけれども、積算の数字は109人で、平成27年と比較すると109人分の効果があるということですので、前年比ではなくて、計画時のスタート時点での比較ということですので、だんだん大きくなっているという状況であります。

順不同になりますが、こちらは会計年度任用職員は入ってございません。

正職員のみということです。

職員削減の重複分ということでもありますけれども、例えば、指定管理者制度を導入した際に、そこに本来職員がいたのですけれども、正職員がいなくなることによる人件費の減はあるのですけれども、その人は退職するわけではなくて、ほかの部署に移っているということがありますので、指定管理の効果額を積算する際に、人件費が減るというカウントもしていますし、ほかのところに移動するのですけれども、全体の中で、退職の方がいるとか、そのようなマイナスをカウントしているので、そうすると二重になってしまうところが出てくるというところで、そのような中身を調整させていただいているというところでございます。

時間外の内訳ですが、資料ですと令和2年度で10億円ということですが、大きく分けると、職員の減が9億円、時間外勤務が1億円という状況になっております。

委員長：佐藤幸淑委員。

佐藤（幸）委員：そうしますと、会計年度任用職員の方は含まれていないというところはお聞きしました。

別途この中ではなくて、会計年度任用職員の手当というの、当然捉えていると思うのですけれども、それはお示ししていただくことは可能なのでしょうか。

委員長：佐藤財政課長。

財政課長：会計年度任用職員につきましては、どうしてもその事業との絡みが出てきます。

正職員であれば定数の管理計画ということで計画的にやっている部分があるのですけれども、例えば、昨年度の定額給付金みたいな事業が出たときに、職員では足りないので会計年度任用職員を急遽雇うとか、そのような予算措置上で雇うという方もございますので、なかなか計画が立てづらいというような状況もございましたので、長期的な計画の中では会計年度任用職員は含めないという考えで進めてきたところでございます。

会計年度任用職員制度が始まりましたのが令和2年度からということですので、資料とすると令和2年度のものしかないという状況になっております。

委員長 : そのほか、質疑の方はありますか。
(「なし」の声あり)

委員長 : ないようですので、質疑を終わります。
以上で、公共施設等総合管理計画の廃止施設の現状について及び行財政改革の検証についての調査を終わります。
暫時休憩します。

(休憩 11 : 12～11 : 15)

～～～以下、休憩中～～～

委員長 : 休憩中ではありますが、次回の調査項目の施策のプロセスについて、調査内容についての説明をお願いしたいと思います。
武田委員。

武田委員 : 一般質問でも何度もお話ししておりますが、北上市や、少なくとも奥州市くらいの資料を出していただきたいと思います。
私は市でもやっているのだと思うのです。
やらないとにっちもさっちもいかないのが皆さまの仕事だと思います。
やられる事業が組み立てられていて、その成り立ちは何だったのですか、何のためにこういう事業をやらなければならなくてやったのですかとか、その都度都度、効果がこうだった、ああだった、これは 10 年もたった、これは大体、当初の目的を達成したのであと 2 年でやめたいとかとやるのが当たり前でしょうと。
それをやらなければ、さもさも残業だけふえたりするのですという話をしてきたので、それをやっているはずなのです。
やらなければ皆さんの仕事としては中途半端ですから、全部出すのが大変だとすれば、今のように 10 項目だとか 100 項目だとかしか、毎回重要なものしか出していないと、その他もろもろのものをやっているのですよねと、そのやっているものを出してくださいという話です。

委員長 : 岩渕財政企画係長。

財政企画係長 : すみません、やっているはずだということですが、特にそういう資料はございませんので、多分お示しするには難しいかなとちょっとっております。

委員長 : 佐藤財政課長。

財政課長：一般質問の中でもお答えしておりますが、総合計画とか総合戦略などで指標をお示ししてございます。

指標の取り組み状況、今回の行財政改革の取り組みの状況と同じような形でお示ししているものがございますので、それに基づいた御説明という形であれば可能かと思っております。

委員長：武田委員、よろしいですか。

武田委員：やっているけれども、資料としてはないという話ね。

このような資料づくりまでお願いするためには、今お話のようなものを示していただいて、それで事足りているのかどうかという話になっていくのだと思います。

委員長：それでは、次回の12月3日については、そういう視点でひとつ会議を持ちたいと思っておりますので、当局には準備のほうをよろしくお願いします。

～～～以上、休憩中～～～

委員長：再開します。

当局の皆さんにはお忙しいところありがとうございました。

ここで職員入れかえのため、暫時休憩します。

(休憩 11:15～11:15)

委員長：休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、光ファイバー網の整備の状況と利用までの見通しについて、及びデジタル化・ICT化に対応したまちづくりについて、以上2件を一括の議題とします。

当局の説明を求めます。

菅原総務課長。

総務課長：それでは、総務課のほうからお配りしております資料に基づきまして、光ファイバー網の整備状況と利用までの見通しについて、それから、デジタル化・ICT化に対応したまちづくりについての2件について、御説明をさせていただきます。

1つ目の光ファイバー網の整備の状況と利用までの見通しについてでございます。

整備状況についてでございますが、現在、NTT東日本株式会社が国の補助事業を活用いたしまして、令和4年3月末の工事完了を目指しまして、市内全ての光ファイバーの未整備エリアの整備を進めているところでございます。

整備の進捗状況については、NTT東日本のほうから定期的に市のほうに状況の

報告をいただいております。

10月末日時点における整備の進捗率は、市内未整備エリア全体で46%の工事が進行したというような状況となっております。

光ファイバー網のサービスの開始時期についてでございます。

未整備エリアに光ファイバー網が整備されますと、アナログ電話回線を利用したインターネット環境が解消されまして、市内全域で光ブロードバンドサービスの利用が可能となります。

光ブロードバンドサービスを利用するためには、サービス事業者がその光ブロードバンドサービスを開始し、利用したい市民の方、個人の方がそのサービスに申し込む必要があります。

サービス業者に申し込みをいただければ、ブロードバンドサービスの利用が可能となるということでございます。

そのサービス開始の具体的な時期について、市のほうからNTT東日本にも確認をしているところでございますが、現時点において、サービス開始時期は令和4年4月以降というような回答でございます。

明確に、何月からというようなところについてはお知らせは受けていないところでございまして、4月以降に開始になるというところの報告を受けている状況でございます。

光ファイバーの未整備エリアについては、市内に各所あるわけでございますけれども、整備の工事が完了した地域に、個別に住民周知を行うかどうかという部分でございまして、NTT東日本としては個別の周知は行わないと。

光ファイバーの供用開始については、NTT東日本のホームページで確認をいただきたいということで、連絡をいただいているところです。

なお、NTT東日本のホームページに掲載をするというようなことについては、市に連絡をいただけるというような状況になっております。

光ファイバー網の整備状況については、以上でございます。

次に、デジタル化・ICT化に対応したまちづくりについてということで、行政手続のデジタル化というような意味で、スマートフォンを活用した情報発信、情報共有、これについて、現在市として取り組んでいるものについて、何点が御紹介をさせていただきたいと思っております。

現在、当市においてスマートフォンを活用しまして、情報発信、情報共有を行っている業務としましては、1つ目には、災害や救助などの災害発生情報などを提供するメール配信サービスであります、いちのせきメール（インフォカナル）というものがございます。

2つ目として、予防接種や健康診断などの子育て支援に関する情報を提供するスマートフォンアプリとしまして、いっ子（あいつこ）－Style（すたいる）て・と・て、がございまして、

3つ目に、市が管理する道路の破損状況等をスマートフォンのカメラ機能とGP

S機能を利用して、市に投稿できるスマートフォンのアプリ、いちのせき道路通報アプリいちパトがございます。

4つ目に、全国の公園情報を検索でき、さまざまな条件から公園を選んだり、写真やコメントで公園の記録を残すことができる、こちらもスマートフォンのアプリでございますが、全国公園情報アプリ、パークフルがございます。

次のページでございますが、5つ目に、一関市・平泉町のごみ収集カレンダーでありますとかごみの分別方法など、ごみに関する情報提供を行うスマートフォンアプリのごみ分別アプリがございます。

それから最後、6つ目ですけれども、これまで書面により行っておりました、転出届でありますとか各種証明書の申請手続をスマートフォンを利用して行うことができるスマート申請のサービス、こちらを一関市スマート申請という名称でございますけれども、これを本年の11月24日から開始する予定でございます。

2点目のデジタル化・ICT化に対応したまちづくりについては、以上でございます。

委員長 : それでは、説明をいただきましたので、これより質疑を行います。
佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員 : ただいま進捗率が46%ということですが、これは事業費ベースの話か、地域エリアなのか伺います。

委員長 : 菅原総務課長。

総務課長 : 光ファイバーの整備につきましては、要はケーブルの敷設になりますので、ケーブルの延長として何キロ必要だとかあるいは電柱の本数を変えるとか、そういったようなものの進捗の割合、その分の光ファイバーの敷設が終わった、ケーブル延長というか、その工事のそのボリュームからいって46%終わったということです。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤(浩)委員 : イコールエリアでいいのですか。

委員長 : 菅原総務課長。

総務課長 : イコールエリアということです。

委員長 : 佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：46%が整備は完了しているという捉え方でいいのですね。

これは10月末現在ですけれども、残りの54%の開始が令和4年4月以降ということになると、それまでは54%は間違いなくいくというような、要は、供用開始するに当たって、差があって、できるところとできないところがあると問題があると思うので、やるとすれば一緒にやらないとならないと思うので、その辺のやり方については、令和4年4月までに終わらせるという考え方でよろしいのですか。

委員長：菅原総務課長。

総務課長：今、佐藤委員からお話のありましたとおり、3月末の工事完了ということになっておりますので、その工事の進捗状況については、私どもにも報告をいただくたびに、本当に3月末までの完了で大丈夫ですかというのは確認はさせていただいております。

今回のNTTが実施する光ファイバーの整備というのが、国の補助事業も入っている関係で、NTTとしてもいずれその年度内の令和3年度内の完成というのが、まず至上命題だと、そのような感じで認識はしておりますので、いずれいろいろな応援体制をとりながら、年度内に工事を完成させるということで、NTTからは複数回、回答をちょうだいしているところです。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：光ファイバーのほうの、(2)のサービス開始時期についてと、(3)住民周知についての関連ですが、ファイバー網は、水道で言えば本管の布設、そこから個人につながるの個人責任ということで、そのような絡みでいうと、サービスの開始時期は来年度の4月以降であるが、(2)の表現に、個人がサービスに申し込む必要がありますということと、(3)住民周知について、個別周知は行わないというような話の兼ね合いでいけば、工事が完了したことは市民は知らない、確認できるのは、個々がNTT東日本サービスホームページにアクセスして確認してくださいというような認識でよろしいでしょうか。

今、私が言ったような内容で、サービス開始の時期の問題と、未整備エリアの市民が、使う、使わないの絡みで、市の当局が、認識されている内容は、今私が言ったような内容で、間違いはないのでしょうか。

委員長：菅原総務課長。

総務課長：まず、ブロードバンドサービスを市民の方が利用する場合は、今お話があったとおり利用したいと思う市民の方が、そのサービス提供事業者、例えば、フレッツ光だとか、あとSoftBank光だとかいろいろな事業者があるのだけれども、そ

の事業者のどこを選ぶかというのは市民の方がまず選択して、そこに申し込みをしていただくということになります。

そうすると、その家の門口まで来ている光を宅内に引き込む工事をした上で使えるということになりますので、それがその個人がサービスに持ち込む必要があるというのが一つです。

NTTが光ファイバー網を整備するのですけれども、あと実際そこを使っている色々なサービス事業者が、例えば、ソフトバンク光といっても、ソフトバンクが独自に光を引くわけではなくて、NTTが敷設したその光ファイバー網を使って、まずサービスを提供するというような格好になります。

それで、その整備自体はNTTがやるのですけれども、NTTは光ファイバー網というインフラを整備するという立場のほかにも、例えば、ソフトバンクやauとかそういうところと同じような立場といいますか、通信サービスを提供する側としての立場もあるということで、NTTの社内的な取り扱いもあるのですけれども、例えば、何月からその光ファイバーを使ってサービスを提供する、自社以外でサービスを提供するというのを事前に他社に先駆けてお知らせするということが、ちょっと独占禁止法とかの関係もあるらしくてできないということがあるので、その整備が終わったという部分をまず個別に周知はしないということです。

ただ、これはNTTともまずお話をさせていただいているのですけれども、市民の方にしてみれば、ではいつから使えるのだと、いつから申し込みができるのだというのが、多分最大の関心事となるわけです。

NTTのほうにはちょっとお願いということにはなるのですけれども、そのような社内ルールのものがあるのは承知はしているのですが、いずれ最大の関心事はいつから具体的に使えるのだというところが一番関心が高いところなので、可能な限り早期に教えていただきたいということでお願いはしております。

ですので、具体的に、いつの時点で、どういった方法で市民の方にお知らせするかというところは、ちょっとNTTと市が今後相談はしたいと思っておりますけれども、いずれ工事が終わりました、あと、市として何もアナウンスはしないということ、確かに市民の方がいつから使えるのだという最大の関心事がなかなか解消できないという部分もありますので、その利用開始の時期については、市としても何らかの形で情報提供はしていきたいと考えております。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：ということであれば、整備が終了した時点では、市が広報の一翼を担うと捉えましたが、私のところには、早くから光が入っているのですが、その時のきっかけは、サービス会社、フレッツ光なのですが、そちらから、こういうことで整備が終わったので利用しませんかという案内があって、今はソフトバンクかな、フレッツ光からさらに勧誘があって、回線利用を今、かえているのです。

かえたことで、数年前にかえたので、今盛んに、多分NTT東日本の中の問題だと思うのですが、頻繁に当フレッツ光に戻しませんかという案内があったりして、基本、サービス業者が市民に向けてアタックしてくるという現状は私が経験している状態なのですが、今回の整備が終了して、利用するという事になれば、そのことをサービス会社が、市民に向けて確認をするという流れで理解してよろしいかどうか。

といますのは、今回、議員の改選に当たって、私は現場の市民と話をしてくる時に、ついなので、今のタイミングで光の環境整備を進めていると、よって皆様には、終了後に利用しませんかという問い合わせが来るので、来たらならば積極的に利用してほしいという話をしてきた経過もありまして、今の内容でよろしいかどうかを確認いたします。

委員長：菅原総務課長。

総務課長：市民の方への確認ということで委員のほうからお話をいただいたのですが、まず大前提として、市として、市民の方に光ファイバーの整備が終わったので、ブロードバンドサービスを利用しませんかというような、そういう勧誘的な確認的なものというのは基本的にはしないで、御案内はいたしますけれども。

それから、各サービス事業者、ブロードバンドサービスの提供事業者が自社の営業活動として、市民の方、個別にわが社のブロードバンドサービスを利用しませんかという、営業活動として行うというのは当然あり得ると思います。

委員長：佐々木委員。

佐々木委員：ということであれば、それぞれのサービス事業者にいい環境が整ったということ、NTT東日本がサービス会社に周知徹底するというような立ち位置になるのでしょうか。

それが理解されないと、今度は個々の市民に連絡がいかないのではないかと。

委員長：菅原総務課長。

総務課長：NTTが他のサービス事業者に周知徹底ということだったので、そのNTTが整備した光ファイバー網を借用して、その営業活動を行うというのは、NTT以外のサービス事業者の営業活動になりますので、実際その事業者間でどのような情報のやりとりをされるかということまではまず把握はしていませんけれども、NTTが、わが社で光ファイバーを整備しましたから、どうぞ皆さんお使いくださいというような感じのところまではやらないのではないのかなというように感触ではおりますが、ただ、いずれその独占禁止法といいますか、総務省と

か公正取引委員会が出している指針みたいなものがあるようでございまして、その中では、いずれ一斉にまず用意ドンといいますか、いつから使えますよというのは一斉に情報開示はしなくてはいけないという取り決めがあるようでございますので、そういったルールにのっとって通信事業者間での情報のやりとりはされるのかなというように思っております。

委員長：武田委員。

武田委員：今の話ですが、実際には、その営業活動は活発になると思います。

私もはこういったお話を聞いていますが、業界はもう既にそういったものを全部キャッチして、いつになればこういう自治体ではここまでこうなっていくのでという、今度は、その過激な顧客争奪戦になると思うのですね。

そうした時に一番心配するのは、やはり私は詐欺問題だろうなというように逆に思っているところがありますが、それはこの場で話をする内容ではありません。

いずれ、そういう国の取り計らいで、当市にも全戸に光ファイバーが行ける状況はつくってもらえるという話になりますが、その後、今お話のように、個別に光を引くとか何とかとなるときに、どういう商品の取り組みをしていければ、この効果が回っているのか、どこのどなたに中間を委ねようと、最終的にこの効果をどう高めていくかということについては、何か策というのは今のところはあるのでしょうか。

私のような高齢者世帯ですとあまり必要性が感じられなくて、逆に、スマホとかそういったもので、そういった整備をしなくても、結構な情報が得られるという状況になってきていますから、これをどうやって効果的に使っていくかというのはやはり戦略的に必要だと思います。

委員長：菅原総務課長。

総務課長：市内全域で、まず光ファイバーが整備されるというようなことで、一つには行政として市内全域の光ファイバー網をどうやって活用していくかというところがありますので、それについてはいろいろ情報収集を進めているところなのですが、現時点で、具体的に、では既に全域を対象としてこういうものというのは、なかなかちょっと難しいところもありましたので、ちょっと引き続き検討中というところではあります。

一方、実際にお問い合わせ、意見としていただいているところでは、その未整備地域のところでは、例えば、オンライン授業だとかテレワークだとか、そういうのをやりたいのだけでも、結局光が来ていないからちょっとできないとか、そういった、本当に文字どおりその民間としての利用、個人なり会社なり、そもそもその光ブロードバンドが使えないところが使えるようになるというような環境整備

と言った部分では、その恩恵があるといいますか、効果があるのかなというように思います。

委員長 : 今、皆さんからいろいろありましたけれども、市内の光ファイバーの整備についてはかなりの金額をNTTに補助しておりますので、当然市政の大きなインフラ整備だと思いますので、大分その整備が進んでくる時期を捉えて、いつごろこういうのが市内全域に整備になるので、利用については、各プロバイダーというか、そういうところに皆さん云々ということ、市としてやってもいいのではないかと思うのです。

3月いっぱいにてきて、さあ4月になってから申し込むのだよというギャップがあるから、もうめどがつきそうなときに申し込みをして、できれば4月になってすぐ利用できるぐらいの、そういう市民の皆さんが円滑な利用に結びつくような取り組みというのが、担当課としてやる用意はありませんか。

菅原総務課長。

総務課長 : 先ほどの説明の中でもちょっと触れたかと思うのですが、やはり市民の方の最大の関心事は整備したら、ではいつ使えるのだということがあると思いますので、その辺の情報提供はしていきたいと思っています。

ただ、実際サービス事業者に申し込むときには、先ほども言いましたけれども、いずれかのプロバイダーといいますか、事業者を選ばなくてはいけないのですけれども、それを役所として市民の方にお知らせする時の、何て言うか、フレッツ光を使ってくださいとかSoftBank光にしてくださいとかというのはなかなか言えないところもありますので、そこはちょっとデリケートなところはあるのですけれども、いずれ先ほど武田委員からお話があった詐欺といいますか、そういったようなところに留意していただきたい部分も含めて、必要な情報についてはお知らせしていきたいと思っています。

委員長 : 千葉栄生委員。

千葉(栄)委員 : ぜひ市としても、周知徹底もしてもらい、あとはNTTのことはNTTのことなので強く言うことはできないと思うので、ぜひその安全管理も含めて周知徹底できるように、市からもしていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

委員長 : 次に、ICTの関係ですが、これの具体的な使用を推進するのに、推進員とか、これがあるからあとは皆さんが勝手に利用してくださいというのではなくて、このアプリを多くの人が利用できるような、そういう取り組みをやって、幾らでもそういう人がふえれば、どんどん利用者が広がると思う。

手法というのは、ひとつ大事だと思う、いろいろなサービスを今後もやると思うので、これを推進する体制を、ひとつ市民に広げる手法を、やはり今から準備しておかないと、市ではやっている、やっていると言っているけれども、実際にどうやればいいのかと思っている方が、結構いらっしゃると思うのです。

その辺はどのように進める予定ですか。

菅原総務課長。

総務課長：今回はスマートフォンを活用した業務について報告させていただきました。

スマートフォンの講習と言いますか、使用方法の研修会みたいなものを、例えば、市民センターの事業でもやっていますし、あと実際に事業者のほうでもやっています。

これまでやっている部分については、そのまま継続していきたいと思っていますし、総務省のほうでも自治体のデジタル化の促進という部分で、デジタル支援推進員が地域のほうに出かけて行って、実際にこれまでデジタルに触れてない方にも、そういったことを教えると言いますか、講習するというようなものも、取り組みを方針として打ち出しているのもありますので、そういったところも情報収集しながら検討していきたいと思います。

委員長：武田委員。

武田委員：先日の新聞にも載りましたが、事細かに指導していきたいと、そういう人材も派遣していきたいと、私もこれが一番効率的だと思います。

当市は特に、こういったアプリなり何なりを使ってのサービスというものを、実際にスマホを持った私どもは、みんなが持っているからスマホを持ったけれども、電話以外に使ったことがない人がほとんどです。

高齢ですから、一番簡単なスマホにしましょうとかという話などいろいろありますが、私は、全ての方々が受けられる、そういう事業をまず取り組むべきだと思います。

何かないと、アクセスしようとか、アプリをダウンロードしようとか、あれもこれもそれもできますと言っても、一つも覚えられないというのが普通です。

どうしても自分のことを知ってもらうためにこれが必要だとなれば、その方法を一つのやはり核となるものは、行政として、事業を組み立てをして、それに基づいてこうやって使うとこうなるのですよと、そうするとここいきますみたいに、そういう、一つの自信をつけるための、そして、かなり役に立ったというそういう実績をつくっていくためには、あれも、これも、それもできますではダメなのです。

そうするとこの間のワクチンの予約の時も、あれほどブーイングはこなかっただろうということですが、大した便利なものだというようになったのだと思うのです。

高齢化の方のスマホを持っている割合はかなり高いです。

ですから、これらの事業を、保健衛生なり健康管理でも何でもいいでしょうから、一つ立ち上げて、それをもとに市民に広げていく、サービスをどれでもいいですから選んでくださいというのは難しいと思うので、ぜひ効率的にお願いしたいと思っています。

委員長：菅原総務課長。

総務課長：今、武田委員からお話のありましたとおり、確かにスマートフォンだとあれもできる、これもできる、それもできるというのですけれども、確かに必要なものが必要な方が使えるような形、高齢者の方とかを主なターゲットということでお話をいただいたのですけれども、そういった部分も関係課と意見交換をしながら検討をしていきたいと思っています。

委員長：そのほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長：なければ、以上で質疑を終わります。

以上をもちまして、光ファイバー網の整備の状況と利用までの見通しについて、及びデジタル化・ICT化に対応したまちづくりについて、以上2件の調査を終了します。

次に、投票率向上への高校生への取り組みと課題についてを議題とします。

当局の説明を求めます。

菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長：それでは、選挙管理委員会から投票率向上への高校生への取り組みと課題についてということで御説明をさせていただきます。

資料ですが、投票率についての御説明ということになりますので、まず直近の今年の10月に執行いたしました市議会議員選挙、それから衆議院議員総選挙の投票率、年代別の投票率になりますが、これについて御説明をさせていただきたいと思っています。

資料1ということで市議会議員選挙、それから衆議院議員小選挙区、衆議院議員については小選挙区のみ記載しておりますけれども、これの年代別の投票率を記載しております。

資料のほうで色のついている部分が平成29年のものになりますし、それと並んで白抜きの部分につきましては、本年度、令和3年度の投票率ということになります。

年代につきましては、10代から10歳区切りで記載しておりまして、90歳以上に

については全部 90 歳以上ということで記載をしております。

市議会議員選挙については、全体の投票率が平成 29 年度は 62.68%で本年度は 58.62%、4.06%の減でございました。

全ての年代において、投票率は減少になったわけですがけれども、若年層、10代につきましては 42.96%が 39.98%ということで 2.98%の減、20代については、35.72%が 33.98%ということで 1.74%の減ということになっております。

ただ、今回の市議会議員選挙の特徴的な部分といたしましては、40代、50代、60代、70代、こういったいわゆるボリュームゾーン、ボリュームが大きい年代のところでの投票率の減少が大きかったというのが特徴として見られるところでございます。

特に 50代につきましては、平成 29 年度が 69.35%だったのが、本年度は 63.37%ということで 5.99%、約 6%の減となったということでございます。

次に、下段の表の衆議院議員総選挙でございます。

全体の投票率は平成 29 年度は 58.95%に対しまして、本年度、令和 3 年度は 59.03%でございます。

衆議院議員総選挙につきましては、年代別で見ますと、40代、50代、60代の年代で前回、平成 29 年度を下回っておりますが、20代、30代につきましては、平成 29 年度の投票率を上回ったというような状況がございます。

まず資料 1 については以上でございます。

次、資料の 2 でございます。

18 歳の投票率ということで資料を掲載させていただきました。

平成 28 年に選挙権を 18 歳に拡大する公職選挙法の改正が施行されまして、平成 28 年の参議院議員の通常選挙から適用されております。

資料につきましては、平成 29 年の市議会議員選挙から本年度の衆議院議員総選挙まで執行された各選挙の投票率を記載しております。

平成 29 年度の市議会議員選挙にありましては、全体投票率が 62.68%に対して 18 歳の投票率は 55.63%ということで、かなりの高水準ということになっております。

以下、平成 29 年衆院選、令和元年の参院選にかけまして、若干投票率の低下が見られております。

令和元年度の県議選では令和元年度の参院選よりも上回った結果となりまして、本年度の市議選では令和元年度の県議選の投票率を 18 歳については上回ったというような結果となっております。

ただ、令和 3 年度の市議選で 18 歳投票率が 48.77%であったのですが、10 月 31 日の衆院選については 46.7%ということで市議選よりも下回ったというような状況になっております。

なかなか、この 18 歳の投票率が、同じ年度内の執行であっても、ちょっと相違が見られるというところの詳細な分析についてはちょっとこれからということに

なりますけれども、傾向としてはこういった形となっております。

それから資料3としまして、高校生を対象とした選挙の啓発事業ということで記載をしております。

新たに有権者になる高校生に対して、その選挙に対する関心、政治に対する関心を持ってもらうためということで、岩手県の明るい選挙推進協議会、それから岩手県の選挙管理委員会と連携して、毎年度、市内の高校等において選挙啓発のための授業を実施しております。

資料のほうでは平成27年度から本年度までの実績をそれぞれ記載しておりますけれども、市内の各高等学校、それから年度によっては小学校でありますとか中学校においても、それぞれ選挙の啓発事業を実施しております。

内容としましては、まず、選挙等に関する講義を行った後に、模擬投票というような形で、実際に投票箱等を使って投票をしていただくというような模擬投票をやるということで、実際のその選挙の流れ、手続の流れでありますとか、投票所の雰囲気といいますか、そういったものを体験していただくような機会を用意しているということでございます。

具体につきましては、資料の4ページから7ページに記載をしておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

資料の1ページに戻っていただきまして、選挙啓発事業の(2)ということで、若者の投票立会人の募集ということで記載をしております。

若い世代の方に政治や選挙に関心を持ってもらうためということで、18歳から29歳までの方を対象に、選挙における投票立会人を募集しております。

この投票立会人の募集に応募いただいた方を投票立会人の登録者名簿というものに登録をさせていただきまして、30歳になるまでの間、選挙が行われる際に、投票立会人としての従事を依頼しております。

登録者名簿に名前が登録されている方に対して、今回の選挙で投票立会人をやっていただけませんかというようなことで、従事を依頼しているということでございます。

従事状況についてでございます。

投票立会人として実際に従事していただいた方については、平成29年の市議会議員選挙では5人、29年衆院選は3人、令和元年度の参院選は5人、令和元年度の県知事選は2人、本年度の市議会議員選挙では13人、本年度の衆議院議員総選挙では7人の方に従事をいただいております。

このうち、実際に高校に在学している方、高校生の方にも従事をいただいております。その内訳については、この資料に記載のとおりでございます。

資料についての説明は以上でございます。

委員長 : それでは、これより質疑を行います。

武田委員。

武田委員：投票率のばらつきが随分あると感じます。

年代で、理由が違うのだろうという感じがしないでもないのですが、これから投票率上げるために努力をしていただき、これまでもやっていただいているところですが、無関心とか何とかという大ざっぱな、そういうような答えしか出てこないのかもしれませんが、やはり対策を練るためには、投票できなかった方々に対する意向調査みたいなものというのは、そこにだけターゲットを絞るわけにはいきませんから、そういったものを浮き彫りにできるような、何と云うか、お門違いのことをやっているということまでは申し上げませんが、いずれ、何らかの理由があつて投票に行かないということ、それらの中で、特段私ども議会の中ですと、今回投票所のあり方とかいろいろ工夫していただきました。

それが功をなしているのかなと思ったり、いろいろありますが、私はそれ以前の問題だろうというように思うのです。

政治への関心とか、議会に対する、議員に対する考え方とかもいろいろあろうかと、そういったものがかなり際どいところもある、難しいところもあるかと思いますが、ある程度できるところまでやっていかないと、対策が功をなさないということにもつながると思いますが、その辺の取り組みについてはどうお考えですか。

委員長：菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長：今、お話いただいたとおり、その投票率そのものが低いというような部分については非常に重要な課題だというようには認識しております。

実際、その投票に行かれなかった方がどういった理由で投票に行かないのかという調査というふうなお話もちょうだいしたところです。

なかなか市の選挙管理委員会として市民の方を対象にというのはちょっと難しい部分があるのかなと思うのですけれども、衆院選で実施されます全国的な調査にはなるのですが、全国の明るい選挙推進協会といったところで、その選挙に関しての調査を実施します。

棄権された対象というわけではないのですけれども、全市民、全国民といえますか、全国の方を対象として調査を実施します。

その調査の中で、投票に行かなかった理由は何ですかというような設問もありますし、それについてまず回答をまとめていますし、あとそれについては、年代別についても投票に行かなかった理由という調査を報告としてまとめているものがあります。

その中ではちょっと今回は高校生のということだったので、10代の部分しかちょっと見てこなかったのですけれども、10代だと仕事があったからとか選挙に関心がないとか、あるいは、自分のように政治のことがわからない人はかえって投票しないほうがいいのではないかと思ったとか、そういったような回答が10代としては

特徴的なものが見られるというような報告がありますので、全国的な調査でありますので、そういったものもまず参考にしながら進めていきたいと思っております。

なかなか、政治、あるいは選挙への関心を高めるということにつきましては、選挙管理委員会でやっています選挙の啓発事業といったような形のものだけでは確かに足りない部分は、もしかするとあるかもしれないのですけれども、ですので、なかなか特効薬的なものはちょっと難しいかなというようには思うのですけれども、その全体の政治、選挙への関心を高めようという部分については、逆に委員会としまして、議員の皆様から、こういったことはどうだというような御意見とか御提言とかをいただきながら、検討していければいいのかなというように思っております。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：今の件で、やはり学校側での教育の中での権利が発生しているということに対して、学校側の教育の上での説明というか、恐らく、社会か何かの学科でやっていると思うのだけれども、その辺の授業が、学校側の中にも必要性があると思うので、明るい選挙推進協議会の方々が行って、投票しましょうと言うよりも、学生にこれからの社会人となっていくためにはこういった制度ができたという教育上の指導とかそういったものが十分なされているとは思っているのですけれども、そちらのほうが大きいのかなという感じはしますけれども、その辺については実際に学校側と意見交換をしたことはあるけれども、なかなかできないというのは、先生たちの話でしたけれども、その辺は一つの大きい課題なのかなと思っています。

それと、それ以外で、動向を聞きたいのだけれども、情報があるかどうかどうかわからないけれども、電子投票についての国の動きというのは、何か掴んでいますか。

委員長：菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長：電子投票については、数年前に総務省のほうで研究会が立ち上がったというところまでは聞いていますが、その後の具体的な、例えば法改正とかそういうところの動きというのはちょっと聞こえてはきていないところです。

委員長：佐藤浩委員。

佐藤（浩）委員：まだ動きはないと理解しますが、いずれ、先ほど、デジタル化ICT化の話もあったのだけれども、いずれ世の中がそういった格好になっていけば、電子投票というのも絶対国のほうでも検討する時期がいずれ来ると思うので、そういった際の情報については、ぜひ私どもに情報を提供してほしいと思います。

よろしく申し上げます。

委員長 : 千葉栄生委員。

千葉(栄)委員: 確認ですが、この若者の投票立会人の募集というところで、18歳から29歳までの若者を対象に投票立会人を募集します。

その募集した人が、今度、立会人の名簿に登録されて、30歳になるまで、名簿に載るといふ話でいいのですね。

委員長 : 菅原選挙管理委員会事務局長。

選挙管理委員会事務局長: お見込みのとおりでございまして、募集する際には18歳から29歳までの方ということで、毎年、成人式の機会等を捉えて募集します。

例えば、応募してきていただいた25歳の方を登録するのですが、そうすると5年後にその方が30歳になって登録名簿から外れるということです。

委員長 : そのほかはありますか。

(「なし」の声あり)

委員長 : ありませんので、以上で質疑を終わります。

以上で、投票率向上への高校生への取り組みと課題についての調査を終了いたします。

菅原選挙管理委員会事務局長には、お忙しいところありがとうございました。

以上で、本日予定した案件を終わります。

そのほか、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 : それでは、次回の委員会は12月3日午前10時から所管事務調査を行います。

次回の委員会の審査に当たり、当局から総務部長、市長公室次長の出席を求めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 : 異議ありませんので、さよう決しました。

議長を通じて、総務部長、市長公室次長の出席を求めることにいたします。

以上で、本日の委員会を終了いたします。

大変御苦労さまでした。

(閉会 午後0時07分)